

証取法 164 条の 「役員等の不当利益返還」

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード 4

【要約】

上場会社の役員等が内部情報を不当に利用して利益を得ることを防止するために、証取法は「役員等の不当利益返還」制度を規定する。

ここでは、この証取法の「役員等の不当利益返還」制度を、概説する。

「証取法 164 条の『役員等の不当利益返還』制度」とは、

上場会社等の役員又は主要株主が、その会社の特定有価証券等（上場株券など）について、自己の計算で買付け等をした後 6 か月以内に売付け等をし、又は、売付け等をした後 6 か月以内に買付け等をして利益を得たときは、その会社は、その利益の返還を請求することができる制度のこと（証取法 164 条 1 項）。なお、株主が、会社に代わり、その会社への返還を請求することも一定の場合には認められている（証取法 164 条 2 項）。「役員等の短期売買利益の返還」制度などと呼ばれることもある。

< 趣 旨 >

上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位によって知った内部情報を不当に利用して利益を得ることを防止するための規定である。

< 「主要株主」とは？ >

自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって、総株主の議決権の 10% 以上を保有する株主をいう（証取法 163 条）。

信託銀行が信託勘定で所有する株式、証券会社が引受・売出業務に関し取得した株式、証券金融会社が業務上所有する株式は、その算定に際して除外される。

< 株主が請求するには！ >

株主が、役員・主要株主に対する不当利益返還請求をするには、まず、その会社が自ら行使するように、会社に対して請求しなければならない。

その後、請求した日から 60 日以内に会社が不当利益返還請求をしない場合にはじめて、株



主が会社への不当利益返還を自ら請求することができる（証取法 164 条 2 項）。

< 時効 >

この返還請求権は、利益の取得のあった日から 2 年間行使されなかった場合には消滅する（証取法 164 条 3）。

< 請求権の行使を容易にする制度 >

請求権の行使を容易にするために、役員・主要株主の売買の状況を明らかにする報告書を内閣総理大臣（金融庁長官）に提出する制度（証取法 163 条）や、その公衆縦覧の制度が用意されている（証取法 164 条 4 項～ 7 項）。

< 例外 >

役員・主要株主による買付け等・売付け等であっても、次のようなものは、政策的観点から、この不当利得返還請求の対象から除外されている。

- イ 主要株主が、買付け等をし又は売付け等をしたいずれか一方の時期において主要株主でない場合（役員については、いずれか一方の時期に役員であれば除外されない。）
- ロ 単元未満株券のみの買付け又は売付け
- ハ 役員持株会・従業員持株会、拡大従業員持株会（信託会社方式のものを含む。）による定時・定額の買付け
- ニ 株式累積投資契約に基づく定時・定額の買付け
- ホ 証券取引所での銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引
- ヘ 証取法施行令に従い行う安定操作取引
- ト 社債（新株予約権付社債を除く。）の買戻条件付売買（自己の資金調達の場合に限る。）
- チ 有利発行手続を経た新株予約権（いわゆるストック・オプション、商法 280 条ノ 21 第 1 項等参照）の付与及びその行使による買付け
- リ 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引
- ヌ 銀行等保有株式取得機構による上場会社等の株券の一定の買付け・売付け

< 参照条文 >

証券取引法 164 条
上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令 5 条、6 条